

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

徳島市

## 2 構造改革特別区域の名称

徳島市情報技術リーダー養成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

徳島市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

徳島市は、徳島県の東部に位置し、紀伊水道に流下する一級河川吉野川とその支流がつくり育てた三角州に発達した都市であり、総面積191.39km<sup>2</sup>、人口266,287人(平成17年12月1日現在)を有し、徳島県の県都として、産業をはじめ、政治、経済、文化、教育、情報など、さまざまな面において高い集積を誇っている。

本市は、徳島が世界に誇る伝統芸能である阿波おどりをはじめ、四国霊場札所等地域色のある文化遺産や多くの寺社、染料として全国に知られた阿波藍及び伝統芸能としての人形浄瑠璃など有形無形の文化財が存在する。また、市の北部を流れる吉野川の流域に拓けた平野部は、地味肥沃で気候も温暖であるため、古くから農作物の栽培の適地となっている。

一方で、本市の地場産業である木工業は、産地問屋の機能を持つ組立販売業者を中心に、木地業、空張り業、塗装業などの分業による製造を行うことで鏡台、家具、仏壇等に代表される木製品の全国有数の産地となっている。本市の木工業の特色である曲面を生かしたデザインや木製品に欠かすことのできない木目や材質の美しさを極限まで引き出す塗装技術は、全国でもトップクラスの技術を有している。

しかし、近年は、長期にわたる景気の低迷、海外製品の国際競争力の向上や価格低下、国際化や情報通信技術の急速な発達など、地場産業を取り巻く環境が大きく変化している。

今後、地場産業が発展していくためには、市場・販路の拡大、デザイン力・商品開発力の強化、生産技術の高度化、情報通信技術の活用に積極的に取り組む必要があり、コンピュータの導入による生産管理やインターネットによる情報の収集・提供、CADや3次元コンピュータグラフィックス等での製品のデザイン開発を図るなど、各企業でのIT化への取組みが進められているところである。

このような企業のIT化の背景には、1990年代から始まったインターネットに代表されるわが国の情報技術(IT)の急激な進歩がある。

このIT化の急激な流れは企業活動はもちろんのこと、人々の暮らしやライフスタイルの豊かさを享受する手段として利用され、時間、空間、地域を越え、社会・経済などさまざまな分野での情報のネットワーク化を促進し、我々の社会生活や経済活動全般にわたる幅広い分野に大きな影響を与えている。

平成12年に策定されたIT基本戦略において、「IT革命は産業革命に匹敵する」という歴史認識が示され、この急激な情報技術の発達に対応するため「e-Japan重点計画」等を策定し、行政の情報化及び公共分野におけるIT活用の推進を重点施策と位置付け、高速・超高速インターネットの普及の推進、教育の情報化・人材育成の強化、ネットワークコンテンツの充実、電子政府・電子自治体の着実な推進、国際的な取り組みの強化を図ってきた。

地方公共団体においてもネット社会への参加は避けられないものであり、今後市民へのさまざまなサービスの提供、市民との情報の共有化、双方向コミュニケーションの活性化、行政事務の効率化・高度化、地方分権への対応など、新しい時代に沿ったITの活用に期待が寄せられており、そのためにも情報通信基盤の整備と必要なシステムの整備は不可欠なものになってきている。

本市では、このような国における取り組みや時代背景もあり、全国的なITの発達による情報化社会に的確に対応するため、国や県の情報化に関する指針を踏まえ、「電子自治体」の構築を目指すための方策として、平成14年に「徳島市情報化基本計画」を策定している。

また、同年に策定した「第3次徳島市総合計画～とくしま・ふれ愛・ふるさとプラン～(後期基本計画)」では、「情報通信機能の整備」、「都市型成長産業の導入育成」という施策を位置づけ、本市における情報化の推進と地域経済に波及効果のある成長性の高い産業の集積を図っている。

「情報通信機能の整備」では、情報通信基盤の整備促進、行政情報化の推進に取り組み、事務処理の情報化とシステムの統合化・ネットワーク化を推進して情報の有効活用を図るとともに、情報を活用する意識や能力を向上させるため、地区公民館や小中学校などでコンピュータ教育の機会を提供するほか、情報化社会に対応した新しい地域の先導者となるべき人材の育成を目指している。

「都市型成長産業の導入育成」では、ソフトウェア業や情報処理サービス業など地域経済への波及効果の高い産業を導入育成するために、税制面での優遇措置や人材雇用に対する奨励金制度、あるいは用地取得や事業用施設の建設に対する各種融資制度の創設など、産業団地への企業誘致策に取り組み、また、ベンチャー風土の醸成や人材育成を図り、ベンチャー企業など新たな産業の創出の促進している。

特に市の郊外には、地域産業の高度化、研究・技術開発を中心とする企業の集積を目指し、情報通信企業、ソフトウェア開発関連企業、デザイン・エンジニアリング業などの都市型成長産業の誘致・育成の受け皿として、「ブレインズパーク徳島」や「ハイテクランド徳島」の産業団地の整備がされており、独自の情報技術を生かし、特定市場で高いシェアを有する情報通信関連企業が立地している。

このように、市郊外に立地している情報通信関連企業はもちろんのこと、本市の地場産業である木工業関連企業においても情報化を積極的に推進していくために、情報化社会の礎ともいえる多数の若年層のIT人材を育成・輩出することが求められている。さらには、IT人材の雇用の創出・拡大による地域産業や経済の活性化を図っていくものである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

現在、地方公共団体や企業だけでなく、学校や家庭など我々の暮らしの中におけるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の普及やインターネットの接続が可能となる環境の整備と接続速度の高速化が浸透している状況を見ると、我が国の情報化は着実に進んできている。

今後、地域の活性化を図っていくためには、地域内でだれもが、さまざまな情報を自由に収集できる仕組みを構築する必要があり、このためには、情報通信機能の整備と適切な行政情報の提供が不可欠となっている。また、情報化の推進には、「情報の占有から共有」といった意識の醸成や市民一人ひとりの情報活用能力の向上が不可欠であり、これらに対応した人材の育成や情報を活用できる環境を創造していく必

要がある。

また、この特例措置を活用し、今回の構造改革特別区域計画の特定事業である修了者に対する国家試験の午前試験を免除する講座の開設・実施を行うことで、受験者の国家試験における負担が軽減されるため、基本情報技術者試験に合格する学生の増加が予想され、本市におけるIT人材が増加するとともに、専門学校で学ぶ若年層の就業支援に寄与するものと期待できる。

また、IT関連企業だけでなく本市の地場産業である木工業関連企業においても、IT人材を雇用することで事務処理の合理化や生産管理、デザイン力の向上など、企業の高度情報化の推進が図られ、地域産業や経済の活性化に貢献するものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

この構造改革特別区域計画の特例措置である「基本情報技術者試験」の午前試験を免除することによって、受験者の負担が軽減されると、午後に実施される実務分野の試験に集中することができるため、当該試験を受験しようとする希望者及び資格取得者数（合格率）の増加が期待される。

現在、徳島県における本試験の合格率は、全国平均とほぼ同程度の水準で推移しているが、今後、この特例措置を活用することにより、さらなる合格率の向上を目指すものである。

さらに、基本情報技術者試験の受験に有利な環境が整うことによって、徳島市内だけでなく近隣市町村の広範囲の学生が構造改革特別区域計画の特定事業の実施主体となる専門学校への入学を希望し、本市において、高度なITを持つ多くの若年IT人材の輩出が可能になるだけでなく、学生のキャリアアップや将来の就職活動に対する支援が促進されることになる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今後、地域産業の振興を推進していくためには、次代を担う創造性豊かな人材を育成するとともに、地域経済に波及効果のある成長性の高い産業の集積を図る必要がある。

今回の特例措置の実施により、本市や近隣の市町村から当該特定事業を実施する専門学校への入学を希望する学生が増加するだけでなく、国家試験合格者が増えることで数多くの高度なITを持つ若年IT人材が輩出されることとなる。

これらのIT人材は、地域情報化の推進のリーダー的な役割を担い、企業や地域のさまざまな場面で活躍することが期待できる。

さらに、木工業を中心とする地元企業がこのIT人材を確保することは、各企業における高度情報化の推進が図られることになり、事務処理のスピードアップや生産技術力の向上、新たな事業展開による企業競争力の維持・発展が期待され、地域経済の活性化に繋がるものである。

また、本市の施策にもある都市型成長産業の導入育成という面においても、地域にIT人材が確保されていけば、IT関連企業やITを必要とする企業等にとっては、人材確保が容易となるため、企業の誘致に関しても有利となる。

## 8 特定事業の名称

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業  
(1144、1146)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

徳島市では、特定事業に関連する事業等として、次のような情報化に関する施策・事業を推進している。

- (1) 情報通信機能の整備、効果的な行政運営（情報通信基盤の整備、行政情報化の推進）
- ・ 地域情報化推進事業  
地域社会における高度情報化施策として、市民への情報提供の利便性向上のため、「徳島市ホームページ」の機能充実に取り組んでいる。
  - ・ ネットワーク整備事業  
市本庁舎及び外部施設におけるネットワーク環境のインフラ整備を実施し、行政事務の効率化と迅速化を図っている。
  - ・ 電子入札システム開発事業  
公共工事の入札時における入札の透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保などを図っている。
  - ・ 統合型地図情報システムの構築  
市民に対する各種行政サービスの円滑な履行を図るため、市の各課で作成する地図情報の統合を検討している。
- (2) 都市型成長産業の導入育成
- ・ コールセンター等立地促進事業  
徳島県と協調し、人材雇用効果の高いコールセンターやデータセンター等を県外からの誘致に対し優遇措置を図ることで、本市への情報通信関連企業の導入を推進している。
  - ・ ハイテクランド徳島進出支援資金貸付  
徳島市が整備した産業団地である「ハイテクランド徳島」へ進出する企業へ、用地取得や施設整備のための奨励措置として、資金の貸付制度を講じている。
  - ・ ビジネススクール事業  
徳島市の地場産業である木工業をはじめとした中小企業を対象に、経営者や従業員のIT・経営・インテリア等の分野における情報収集能力や知識・技術の向上を図り、それぞれの企業活動に活用している。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業  
(1144、1146)

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

学校法人 穴吹学園 専門学校穴吹カレッジ

(所在地：徳島市徳島町2-20)

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

(所在地：東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者講座(サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)」

別添資料のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について、経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、これに合格並びに第1部科目合格した者であって、履修計画にある当該講座全体の80%以上出席した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、株式会社サーティファイの定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、修了認定に係る試験の会場は、当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目		2級
1 情報の基礎理論		
基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論		
状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語		
計算量と情報量		
2 データ情報とアルゴリズム		
データ構造、アルゴリズムの基礎		
流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法		
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率		
3 ハードウェア		
半導体と集積回路		
プロセッサ、動作原理		
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置		
入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体		
コンピュータの種類と特徴		
4 基本ソフトウェア		
OSの種類と構成		
プロセス管理、割り込み制御		
主記憶管理、仮想記憶		
入出力制御、ジョブ管理		
ファイル管理、障害管理		
ヒューマンインタフェース、日本語処理		
ミドルウェア		

5 システム構成と方式	
システム構成方式、処理形態	
システム性能、信頼性	
応用システム	
6 システム開発と運用	
プログラム構造、制御構造	
プログラム言語、言語処理系	
EUC、EUD、ソフトウェアの利用	
開発手法、設計手法、テスト手法	
開発環境と開発管理	
システムの環境整備、運用管理	
システムの保守	
7 ネットワーク技術	
プロトコルと伝送制御	
符号化と伝送制御	
LANとインターネット	
電気通信サービス	
ネットワーク性能	
伝送媒体、通信装置	
ネットワークソフト	
8 データベース技術	
データベースモデル	
データの分析・正規化	
データ操作	
データベース言語、SQLの利用	
DBMSの機能と特徴	
データベース制御機能(排他制御、リカバリ)	
分散データベース	
9 セキュリティ	
セキュリティ対策	
インテグリティ対策	
プライバシー保護	
可用性・安全対策	
リスク管理	
ガイドライン	
10 標準化	
開発と取引の標準化	
情報システム基盤の標準化	

	データの標準化	
	標準化組織	
11	情報化と経営	
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	
	情報化戦略(業務改善など)	
	財務会計(会計基準、財務諸表など)	
	管理会計(損益分岐点、原価管理など)	
	IE 分析手法、管理図	
	確率と統計	
	最適化問題、意志決定理論	
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	
	関連法規(情報通信、知的財産権)	
	関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)	
12	表現能力	
	発表技術	
	文章の書き方	
	マルチメディアの利用	

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。この特例措置の活用したカリキュラムの実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。